

大正 12 年 9 月・10 月
合併号 (第 279 号)

警察協會雜誌

刊合月兩十・九
號九拾七百貳第

警察協會雜誌 第二百七十九號

(九、十兩月) 目次 (禁轉載)

◎警察協會雜誌

書

◎詔書

法學博士 松井茂

◎帝都復興の大詔を拜讀して

警視廳消防部長 緒方惟一

◎帝都大火災の狀況及將來に對する希望

理學博士 今村明恒

◎地震の話

朝鮮總督府 警務局長 丸山鶴吉

◎現在に於ける朝鮮治安の狀況

警務局長 高橋雄豹

◎外國に於ける警察官の教養

警務局長 石森勳夫

◎遺留品の採集に就て

警務局長 山崎延吉

◎農村社會問題

警務局長 松井茂

◎刑事道德の必要

警務局長 後藤文夫

◎古來の刑事眼と文明の智識を加へたる新刑事眼の必要

警務局長 大塚惟精

◎國際的刑事犯人取締の重要

警務局長 星出隆輔

◎警務便り

警務局長 警視廳消防部

◎帝都大火火回顧

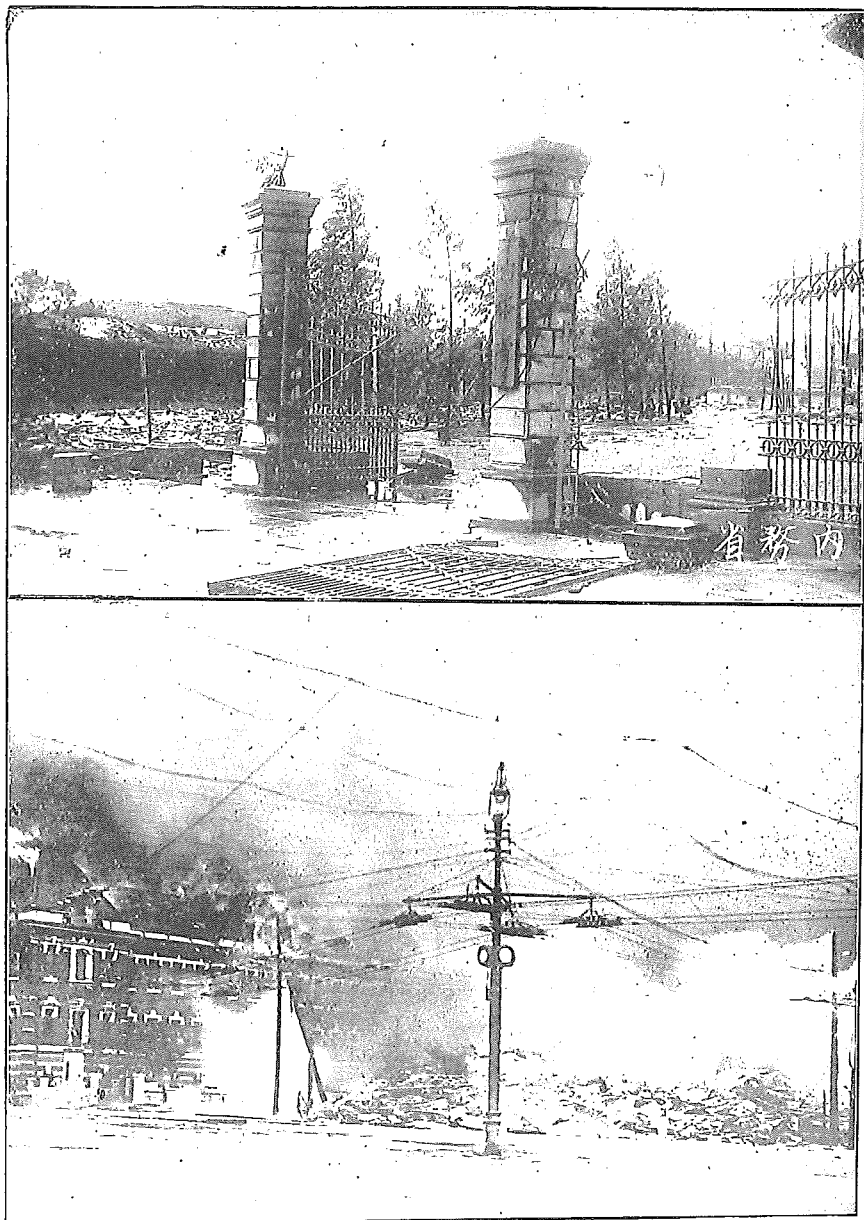
警務局長 警視廳消防部

◎雜報

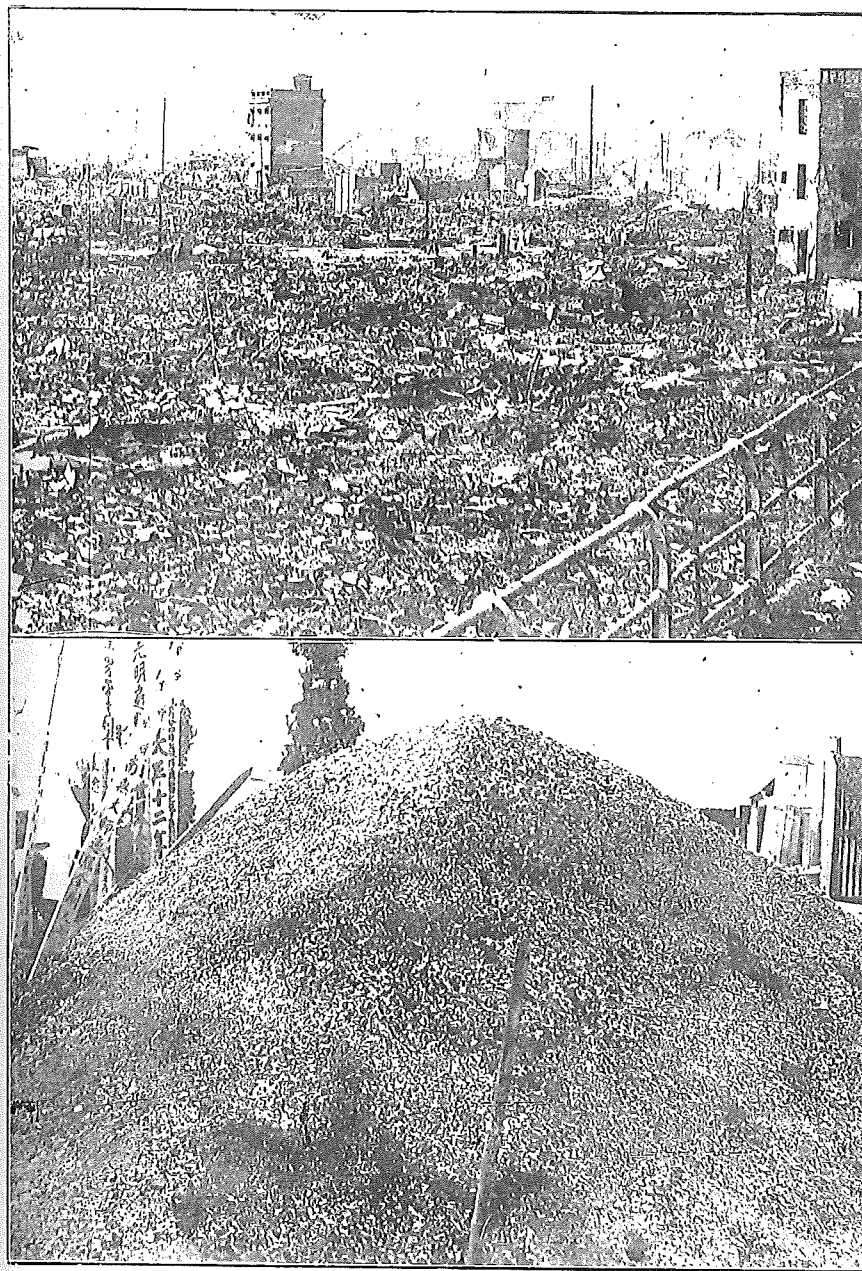
△有史以來の大震災△山本内閣總理大臣の告諭△震災時に於ける重要な法規の一斑△御慶事御延引と御内帑金の下賜△内外各方面よりの義捐金品△東京横濱間の輕便警察電話の架設△震災に遭難せるは二十四列車△山内相生署長の殉職と家族の焼死△被保護出獄人收容人員について△島根縣殉職警察官慰靈祭△千葉縣優良消防組金馬旗使用允許狀授與式△大分縣故上田光重氏銅像除幕式△大分縣殉職警察官招魂祭△德島縣永年勤續警察官吏表彰△宮城縣永年勤續警察官吏表彰△宮城縣殉職警察官招魂祭△香川縣殉職警察官慰靈祭執行△秋田縣湯澤署の非常演習△秋田縣救済金贈與規程制定△敦賀港に發生したる覆面強盜事件△福井縣巡查部長採用試験

◎敍任辭令

◎和歌俳句



地震大の災全爲の焼せる内務省
焼につけある警視廳



神田驛より見たる焦土の街市
本所被服廠跡に於ける焼死遺骨の山

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神佑ト國民ノ協力トニ賴リ世界空然ノ大戰ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツテ得タリ奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラズ剩ヘ火災四方ニ起リテ火燄天ニ冲リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ人心恟々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想起セシム

朕深ク自ラ戒愼シテ已マザルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速カニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラズ緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若クハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅カスカ如キアラハ人心動搖シテ底止スル處ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フ

テ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス
抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ
民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其舊形ヲ留メスト雖
依然トシテ我國都タルノ位置ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復
スルニ止マラス進ムテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラ
ス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ
之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調
査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌
畫經營萬達算ナキヲ期セムトス在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護
ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ
奉公ノ誠惻ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ卹民
ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

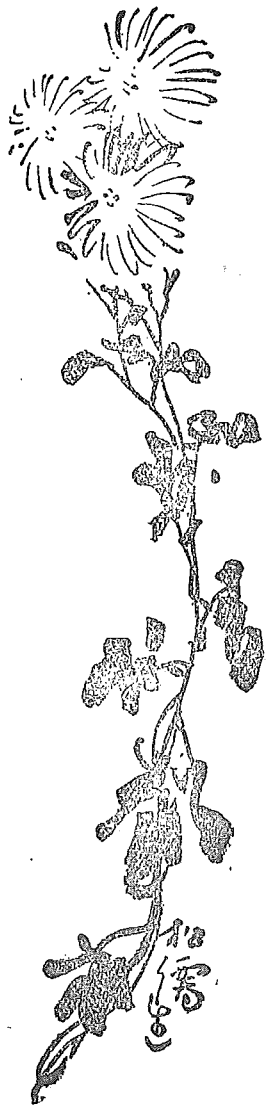
御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

各大臣副署

警察協會雜誌二百七十九號



帝都復興の大詔を拜讀して

法學博士 松井 茂

今回の災害は實に前古無比で全世界にまで影響を及ぼし、我國民も非常に脅威を感じ、殊に畏くも
陛下に於かせられては深く宸襟を惱まさせ給ひ、帝都復興に關する大詔を煥發し給ふたのである。從
來種々難有詔勅も屢々賜ふたのであるが、今回の大詔は殊に災害の事實に照し國民の嚮ふ所を示させ
給ひたる大御心に出てたものであるから、國民殊に警察官の如き、職に災害防止の責任を有する者に

あつては、深く敬慮の存する所を拜察し勤勉力行奉公の至誠を致したきものである。

大詔は大體之を五段に分つことが出来る、第一は陛下が祖宗の後を紹き、今日に至らせ給ひたる経過を述べさせられたのである。

全體我國は神武天皇以來時に盛衰もあり、又天變地異も少くなかつたので、何れの時代にありても陛下は常に祖宗の跡に鑑み皇國の祖業に對して全責任を負はせ給ふたのである。弘安の役の如き龜山上皇は身を以て國難に代らんとさへし給ふた程である。

大詔中には所謂祖宗の神佑と國民の協力と云ふことを仰せられて居るが、これが即ち我國體の最も難有所以で、即ち我皇室は眞に我々國民の皇室であつて、父子の情誼も此點に存するのである、我國體が他の諸外國と建國の歴史を異にして居るのも亦此點であつて、此根本義よりして我國の政治組織も他と異なる所以である。即ち我國體に於ては皇室崇親説が國民精神であらねばならぬ、之に反して英國の國民精神は自治にして、米國は自由を標榜として居るのである。而して我國體は萬世一系で皇祖皇宗が國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚に、億兆心を一にするのも全く君民の結合が美果を收めたる所以にして、此萬世一系の内には君民同治の思想が含まれて居るのである。それ故に佛法が印度から渡來するも日蓮は勤王論を唱へ、又漢學が支那から渡つても菅公は和魂漢才の説を唱へ、近く福澤翁の如き歐洲文明主義を主張しながら我國體は大に之を重んじたのである。斯の如くにして我國體は飽迄も皇室中心主義であらねばならぬ、世人往々にして議會中心主義の説を爲す者があるが之は英國には適合するが我國體とは相容れざるものである。余が常に主張する所の我警察官は陛下の

警察官なりと云ふのも此點に存するのである、英國ですら警察監察官が各都市の警察を視察するのに陛下の警察監察官即ちヒズ・マゼスチース・インスペクター・オブ・ポリスと唱へて居る位で、其皇室に對して温情を有することは斯の如くである、況んや我國民の皇室に對する温情關係は、實に之に幾層倍するのは偶然でない、之が我國民性の世界に比類なき點である。大詔中に世界空前の大戦に處し尙克く小康を保つを得たり云々と仰せられて居るが、全體歐洲戰爭中各國は幾多の困難を嘗めたるに拘らず、我國は經濟上頗る順境を呈し國民亦成金思想を發揮し、享樂氣分は其極點に達し凡ての階級を通して殆と言ふに忍びざる墮落氣質を呈し來りたのである、警察官も亦其環境に動かされ、中には随分眞面目を缺きたる者も少くなかつたのである。震災前世人は有島問題に對し喋々其行動を賞讃する者さへ生じた程であるから、當時識者は我國の前途を憂慮し歐洲戰爭は我精神上には却て多大の損害を與へたものと説いたのも偶然ではない。然るに今回圖らずも霹靂一聲未曾有の災害に接したので實に國民は所謂禍を轉して福と爲すべく、大緊張心を起さねばならぬ時代と爲り來つたのである、殊に警察官の如き兎角形式の弊害に失し易き者は大詔の所謂平時の條規に膠柱し活用する事を悟らざるの弊に陷ることなく執行運用の上に於て大に考慮する所がなければならぬ。斯の如くに、陛下が第一段に於て祖宗に對して宣させ給ひたる御趣旨は、偶々以て我國家主義の國にありては、各個人の家庭にありても、將來益々父子相親み夫婦相和すの連帶道德思想を盛にせねばならぬ、米國の如き個人主義の國ですら其識者は個人を本とすることなくホームを本とせねばならぬと主張することに照しても、家庭主義の存續は我皇室と國民との共同心が我國體の精華を爲す所以を考へ、益々互に相一致

して健全なる家庭を作成する機勢むることが最も時代の要求で、斯くてこそ家庭の一分子たる各個人も克く其業務に對し忠實以て事に當り殊に警察官の如き者にありては大詔の御趣旨を奉體し斯の如き難局に際しては一層奮勵以て其高貴なる使命を果したきものである。

第二段に於ては今回の災害に於ての事實を述べさせ給ふたのであるが、實に畏れ多くも九月一日の激震の爲めに東久邇宮師正王殿下及閑院宮寛子女王殿下山階宮妃殿下の御三方は薨去せられ、其他名士の非命の死を遂げた者も少くない。

余は臨時災害事務局の委員として横濱を初め神奈川縣管内は勿論東京府下をも巡視し、其慘狀を目撃して感慨無量、苟も此聖世に生れ文化の恩光に浴しながら此大震災を未發に察し得ざる程に、學問の進歩は未だ缺陷の大なるものなることに付深く痛嘆したる次第である、又宗教上の所謂無常の聲も眞に斯の如き時にこそ體得すべきものと考へる、殊に禪家の所謂元來無一物の眞理も味はれ、今回の震災に際し貨物の搬出に捉はれたる者は多く生命を失ひたるのも畢竟物質慾の爲めなりしことを察知した次第である。

又世界的交通開始の今日今回の災害は世界の人士に對し桑港の大震害と同様に國際的災害として世界各國の同情を買ひたるも偶然ではない、況んや之を彼に比すれば其災害の重大なることは今更言を俟たない次第である。

天は人を成功せしむるには先づ其人を苦むと云ふ事があるが、今回の火災に因りて我國民が塗炭の苦みを被つたのは、畢竟國民の自制を促したものと解せねばならぬ。或る識者が戰敗國に優る萬々なり

と言ひたるも至言である。古來英雄の事業は禍を轉じて福と爲すにある、今回の災害は日本橋深川の兩區は全焼、神田京橋淺草本所下谷の五區は殆ど全焼、麴町芝本郷小石川赤坂の五區は其大半若は一部を燒き、牛込四谷麻布の三區は一小部分のみ燒失したのである、又隣接地たる南千住三河島日暮里新宿大崎澁谷等をも侵し、其府下に於ける燒失倒潰家屋は實に三十餘萬戸で全市の約七割は烏有となり、死傷者も亦之に準じて九月十三日の現計は死者七萬七千餘、傷者三萬餘人に及び、未調査の分を加ふれば、死者のみにて少くも八萬以上に達すべきである。尚横濱市は東京以上の慘狀を呈し、激震の爲め各所に龜裂を生じ家屋の倒潰及び半潰は殆ど計り知るべからざる程である、横須賀鎌倉大磯小田原方面の被害も亦甚大で、殊に小田原鎌倉大磯等の海岸地帯は海嘯さへ加はりて、一層被害の大なるものがある。又静岡縣下でも熱海伊東方面及小山御殿場地方は被害甚しく、千葉縣下に於ても館山北條等の海岸一帯は其被害も少くなかつたのである。

今回の災害は震災よりも多く火災の爲めに人命及家屋を滅失したのは爭ふべからざる事實である。殊に其發生が午晝の時に當り、又消防上に必要なる通信機關の電話火災報知機等が全く不通となり、又水道鐵管は暫時にして全く枯渴し、加ふるに朝時十メートル内外の風力が夜に入りては二十六七メートルの風速となり、剩へ隨所に大小の旋風が起つたので一層に災害を大にし、其の劇烈なる狀況は到底筆紙の盡す所ではない。

第三段には、陛下は今回の災害に對し、御親ら深く戒愼し給ふて國民にも反省を促し給ふたのである。

今回の災害は楠公の旗印として有名なる非理法權天の五者に於て、所謂非は理に勝たず理は法に勝たず法は權に勝たず、而して如何なる權力と雖も遂に天には勝ち得ないことを明示したのである。又今回政府が非常時に際し、應急の方策を講じ、能く治安を維持したるも畢竟政府といへる權力の強大なる爲めであつた、乍併以上の四者と雖も到底自然の大勢力たる天には勝ち得ないのである。仁徳天皇が民と苦樂を共にし給ひたるも、我國體上、陛下が民の心を以て心と爲し給ふ難有御心より出たるものである、明治天皇の御製にも、

罪あればわれを咎めよ天つ神

民はおのれか生みし兒なれば

と仰せられたのも、畢竟するに、陛下が御親ら戒心し給ひたる叡慮の致す所で、陛下が全責任を以て國家の衝路に當らせ給ふたものである、右の如き趣旨よりして、畏くも今回攝政宮殿下の如き折角の御慶事すらも御延期あらせられたる次第である。古人も言へる如く人事を盡くして天命を待つといへることは、實に人生に於ての活教訓である。熊澤蕃山も其逆境にある時の歌に、

憂きことのなほ此上につもれかし

かぎりある身の力ためさむ

と、又豊臣秀吉は其身分の如何に拘らず其現在の仕事に最善の努力を試みたのである、信長の草履取としては草履取の全力を盡くし、足輕としては又足輕たるの本分を全くし、又武士としても同様である、苟も秀吉にして草履取の職を卑み足輕としての勤を等閑に付したりしならんには、決してあれ

だけの大事業に成功することは出来なかつたのを疑はない。然れば事業は實に其人に存するものである、警察官も巡査としては巡査たる最善の努力を盡くし、警補は警部補として全力を盡くすべきである、茲に於て初めて何事にも最善を盡くすることとなり、自己を満足せしめ得るのである。今回の如き大事變は實に生死の問題で人間生活の眞劍味が伺はれ得たのである、されば各人は職の何物たるを問はず全力を之が爲めに盡くしてこそ、初めて今回の事變に對する復興精神も發揮し得る次第である。我が生は短きも人の世は永久である、而して短き生命も人生の不滅に對しては一の連鎖である、然れば生の短きを歎すことなく、我々の一生は眞に永久なる人生の一分子たることを忘れてはならぬ。吉田松陰が死して不朽の見込あれば何時にても死すべし、生て大業の見込あれば何時にても生くべしと言ひたるは、流石に生死を度外に置きて不朽なる大生命に終始したからである。獨乙のモルトケ將軍は世人が元帥服に對して敬禮したる者が其服を脱した時に一人の禮する者なきを見て歎して曰く、曩の敬禮せる者は余の軍服に對してであり余に對してなした者ではないと。警察官も修養に修養を積んで、民衆が警察官の服裝に對して畏服するが如き者でなく、警察官の服を脱しても尙且人の敬服を受けるまでの進境に至りてこそ、初めて天晴れる帝國警察官なりと稱し得べきである。固より斯の如きことは人格の向上する域に進まざれば不可能のことであるけれども、此點にまで徹底してこそ初めて眞の警察精神の振興をも期し得らるゝ次第である。

大詔中には惠撫慈養の美事なるを仰せられて居る、博愛衆に及ぼすことは獨り國內のみならず今日の如き國際愛の發展せる時に當りては、現に震災に對し各國の同情の深厚なりし跡に鑑みるも、其

一端が知り得らるる次第にして、彼の國際警察の問題の如きも畢竟國際愛の思想に立脚せるものである、余か平素警察は國家の權力機關であるにも拘らず、一面に於て道義的基礎の下に人間愛の精神を徹底せしむべく、微力を致しつゝある所以も此趣旨に外ならぬのである。多數の警察官中には今回能く人間愛の眞價を諒解し、警察官の面目を發揮した人も少くない。深川扇橋警察署の小野塚巡查の殉死の如き其一例である。

第四段に於ては帝都の復興策に就て宣せられて居る、東京は政治經濟の中心で、明治天皇は新に帝都を建設し給ひ、爾來年所を経ること五十有六年である、然るに一朝にして灰滅に歸した以上之が舊態の恢復は實に目下の急務である、殊に治安維持上應急策を講ずるのが必要なので、先以て戒嚴令を施行し、又臨時震災救護事務局を設け、又法令としては暴利取締令、非常徵發令、支拂豫猶令等種々の者を發布し、幸に應急策は大體に於て遺算なきを期し得られたのである、又新に復興院を設けられ都市計畫其他に付て畫策せらるゝのは、最も時の宜しきを得たもので、ビヤード博士も言へる如くに將來東京は却て面目を改むるに至るべしと信するのである、併し將來東京や横濱が果して燒太るか燒細るかは實に市民及國民の決心如何に存する問題である、北米獨立戦争で破壊せられたる市街は、再興に依り以前よりも良好になつたと云ふ事である。要するに復興問題は實に國民の外國に對して果して笑を受くることなく成功するや否やの試金石である、山本首相の帝都復興に關する告諭中にも、昌平日久しくして人心漸く浮華に流れ放縱に走り……積弊の馴致する所容易に頹風の一轉を見ず、今や非常の難局に際會して宸襟を惱し奉ること此の如し、是れ朝野一般悚然として大に覺醒すべき秋なり

云々と、述べられたのは偶然でない、而して將來は獨り都市計畫の事のみならず萬般に亘り革新を要すべきは勿論、我警察社會に於ても亦今回の事變に省み、平素余の熱心に唱道しつゝありたる火災豫防及消防の設備は勿論國民と警察との關係問題としての自衛團の問題の如き、何れも皆眞面目に之が根本問題を解決する事が目下の急務である。而して此等の事は廣く全國を通じての緊要問題なる事は云ふ迄もない、又我國警察官は其帝都に在ると否とを問はず、此時機を利用し、之を内にしては精神問題として警察官が自ら一層の修養を加へ天晴れなる警察官たるべく、非常なる緊張心を起さねばならぬと共に、之を外にしては國民に警察の思想を普及せしめ、所謂國民皆警察なりとの觀念を徹底せしむべきものである、願くば我國の警察官は將來我國の警察をして世界に雄飛することが出来る位の大抱負を以て之が改造の任に當られたきものである。

終りに第五段に於ては、陛下の御心を體し、國民は奉公の至誠を致さねばならぬことである。

就中時節柄民心の安定は最も急務にして、失業問題の如き殊に最も緊要なる實際問題である、又戒嚴令の如きも不日之が撤廢を告ぐべきは勿論で、警察の立場より言ふも、久しく戒嚴令の力を待つことは其信用上にも深く關係するから、警察官は自ら省て大に緊張心を發揮し、縱令戒嚴令の解除あるも十分に治安を維持すべく努力せねばならぬのは言ふ迄もない。

今回の震災に際し、丸の内に於ける大厦高樓は巍然として其舊態を存し、今や帝都の中心として世上の注目を惹きつつあるが、是れ畢竟するに地盤を鞏固にし又建築上に對しても能く建築道德の實を上げ、人目の觸れざる箇所にも多大の注意を拂ふて居たからである。是と同様に人間も平素能く實

力を養成し、殊に精神の修養に意を用ゐるに於ては、先にも言ふ如くに事に當りて自苦として其使命を全ふすること恰もビルディングの泰然たりしが如きである、是に於て初めて我國をして眞に泰山の安きにも置くことが出来るのである、國民精神の意義も此點に存し又警察精神の奥義も之と同じである。今回の事變に際し、東京や横濱等の市民は日々僅の玄米食にて辛き困難を嘗めたのである故、警察官も永く之を忘るゝことなく、率先して勤儉力行の美風を興す事が精神復興の問題としても緊要の事である、殊に畏くも今や、陛下に於かせられては多額の御内帑金を下賜せられ、大詔中にも朕前古無比の天殃に際會して郵民の心益々切に寢食爲に安からずと仰せ給ふて居るのである。一たび之を拜讀するときは國民は決して黙して已むことの出来ないのは勿論である、況んや警察官の如き忠勇義烈の精神を以て立つべき者は、一層其責任觀念の深かるべきを感じる次第である。

□叙任 辭令 (其一)

兵庫縣屬 末久 一心
兼任兵庫縣警視 命警察部勤務(高等官七等)
山口縣屬 和田 吉太郎
兼任山口縣警視 命警察部勤務(高等官七等)
岩手縣警部從七位勳八等 菊池 大三郎
任岩手縣神貫郡長(高等官八等十一級俸)
依願免本官 愛知縣警視 杉山 善作
朝鮮總督府警視從七位勳六等 前田 善次
任朝鮮總督府島兼朝鮮總督府道警視 命濟州島在勤補

濟州島警察署長(高等官七等八級俸)
朝鮮總督府道警部 福田 政雄
任朝鮮總督府道警視(高等官七等九級俸)
愛媛縣警視從七位勳六等 松尾 幾三郎
任愛媛縣南宇和郡長(高等官六等七級俸)
靜岡縣屬 山内 逸造
兼任靜岡縣 視 命警察部勤務(高等官七等)
內務監察官兼內務省參事官 次田 大三郎
社會局書記官從五位
任社會局局長 補健康保險部長(高等官二等)

帝都大火災の狀況及將來に對する希望

警視廳消防部長 緒方 惟一 郎

未だ調査未了の事項もあり且何等の準備もなきが故に、或は話が前後し或は斷片的に渉るかも知れないが、過般の大火災の大體の狀況並に之に引續いて災害當時より今日までに、斯くもありなばと感じたる重なる事柄を列舉的に述べやうと思ふ。

御承知の如く震災は九月一日午前十一時五十八分に起り、其後約七分間に三回の強震があつた。余は當日事務室に於て來客と談話中であつて大震動と共に直に戸外に駆け出したが、間もなく警視廳の鑑識課に火災が起つたといふ事を聞いた、尤も其の前にポンプに出動準備を命じ居たる事として發火の報に接し直に出場せしめたのである。

當日の火災は斯くの如く急激に起りたるが、余は其後高臺に登つて四方を眺めたのに、既に各所に煙焔蒙蒙と立登り、直覺的に大火に至ることを感じたのである。

警視廳の消防署は六方面に分れ、各方面は更に數分署又は出張所に分れ、都合三十數ヶ所にポンプを配置し、其間平素は自由に通信連絡を爲し得るに拘はらず當日に限つて何處よりも何等の報告がなく、茲に初めて電線の切斷して居ることに氣付いたのである、暫くして日比谷公園の松本樓、高輪御殿、帝室林野管理局等頻々と火災の通知に接したが、何等の連絡なき爲各署隨意の行動に任する外はなかつたのである、然るに又他方には既

に引揚げて来るポンプがあるから其の理由を聞くと、消火栓に水の缺乏したからである、消火栓は長さも三十分間位短きは十分位にして断水したが、即土地の高き處は早く缺乏し低き處は比較的長く水が出たのである。

水道は淀橋の淨水所に至る迄の水路に四ヶ所の欠潰があり、同所より市内に送出す鐵管は悉く其の繼に緩みを生じた爲め各所に漏水を生じ従て水の缺乏を來したのである、消火栓の水の缺乏と共に已むを得ずポンプの位置を移動しなければならぬが、之は仲々至難の事である。

次は井戸又は濠などの水を使用しなければならぬが、之は何れの場合も多くは遠距離で多數のホースを継ぎ合はす爲め、途中にポンプの仲繼を要し、最も速きものは五臺位の仲繼ポンプを用ひたる次第であつて、結局能率は平時の五分の一弱である。

發火の場所は當時目撃した處によると七十九ヶ所位であつたが、其後調査する處によれば百三十餘ヶ所で、是等は何れも震動後三十分以内に起つ

に起つたのである。而してこの旋風の爲めには火焰が翻弄せられ或は通行人の衣服に燃え付き、又は屋内に入つて燃え易き物品に燃え付きて新なる火災を起し、殊に柱の如き旋風が移動する時は其の周圍は直に大火事となるの實況であつた。

斯る狀況で随分惡戦苦闘して或は大火に至らずして消火し、又は颯々たる焔の流れ来る一方面を立所に消火し止めたるも、更に之が第二回若くは三回も復活するといふ有様で、本所方面には兩側を完全に喰止め中央が島の如くに残り、最早安心して家に入らんとする頃再び火焰に襲はれたる所があつたが、斯る場所は非常に死者の多かつたのである。

次は如何にして斯く多數の個所が一時に發火したか、又如何にして斯る大火になつたかに就て一言しやうと思ふ。

◆一時に斯く多數の火災が起つたのは
1 大震動の時が恰度晝食時であつて、料理屋飲食店は勿論各戸に於て火を使用中であつたのが第一の原因と思はれる。而して大震動の後

帝都大火災の狀況及將來に對する希望

たものの如くである、故に發火と共に大に消火に努めたが、何分にも三十九臺のポンプでは容易に消火し得ないのは勿論であつて、一ヶ所に力を盡して居る内に他方面の火事は盛に延焼を逞ふし、遂には二ヶ所若くは數ヶ所の火事が合致し風の方向に従つて延焼して行つたのである。風速は最初十六米突位であつたが午後四時前後には二十七八米突となつた、殊に川に沿つた處や濠に沿つた處四辻其他廣き空地を有する附近は、局部的に風速に變化を生じたのである。

風向も最初は南風夫より或は西或は東と一日中に九回も變化し、尙局部的にも變化したのは風速と同様である。

而して火焰は前述の如く數ヶ所の者合致し幅數町に涉る焔の流となつて進み、或は之が大なる可燃質物によつて二分若くは三分して新しき方面に進んで行くといふ有様であつたが、火焰の衝突する處には必ず大小の旋風が起り、最も大なるものは本所方面であつて其の被害も甚大なるものがあり、其他數寄屋橋際、御成門の電車交叉點等各所

は各人何れも恐怖の極點に達し、身を以て逃るゝこととのみ之れ努め、使用中の瓦斯火鉢竈の火等を始末するの勇氣なくして駆け出し、就中飲食店女中の如きは殊に然りであつた。

2 次は藥品による發火である。藥種商研究所學校等が何れも日常の用意が足らなかつた爲め混合により化學作用の結果火を發する藥品を同一の場所に置きたる爲め、強震の結果容器が破壊して藥液が流れ出し、遂に前記の結果を生じたのである。

3 次は飛火が非常に多かつた。平時の火災にも飛火がない譯ではないが、當日は非常に遠距離にまで飛火した、之は即風速が速かつた事と地震によつて瓦壁等を剝離せられ、且内部は何れも非常に乾燥して居つた爲に、飛火が容易であり加ふるに平素はバケツで水を潑けば消える位の火も、此の日に限つて之を顧る人がなかつた、平素なれば制止しきぬ程の彌次馬及多數の手傳人あるも、この日に限つ

ては彌次もなければ手傳もなく、火は全く燃ゆるの儘であつた。

4 次は加熱に因る發火である。火焰が直接接せざるも或程度迄の加熱に達する時は自然に發火する、即左右に火災のあるが如き時は、周圍より加熱が高調し遂に一時にドット大火が起るのである。

以上の外警視廳は目下緻密に調査中であるが、未了に屬するものもあつて、尙原因不明のものもある。

◆如何にして斯く大火となりたるか

1 先づ發火個所が前記の如く多數であつた爲め僅に四十臺足らずのポンプでは之に應じ得ざるは明なる事實である。平時に於ても一時に數ヶ所位起つた例はあるが、今回の如く多數起つた事は到底豫想し能はざる處であつた、尤も十分若くは二十分位にて一ヶ所を消し止め、ポンプが他に移動して活動し得れば三十九臺のポンプにては相當の成績を挙げ斯く大火には至らなかつたであらうが、前記の如き

風速乾燥風向等の關係又は家屋の破損倒壊に依り、極めて延焼し易き状態となり居たる爲め、一ヶ所に非常の長時間を要し而して尙且つ消火し能はなかつた等の爲め、全く何等施すべき術なきに至つたのである。

2 次は水利不如意の問題である。東京に於ては火災は水道を唯一の頼みとして居るに拘はらず之が斷絶した爲め爾後は己むを得ず池濠又は井戸等の水を使用した、之等は平素何れも斯る場合の用を辨すべきの用意なきため、偶々便宜の場所に限り辛じて使用し得たに過ぎないのである、之が爲め非常に時間の不經濟となり能率があがらないのである、即麴町の如き其の一例で、附近にお濠の水があるに拘はらず、態々溜池辨慶橋及櫻田門等の邊より水をとつた次第である、蓋し九段及半藏門附近は土地の傾斜が急であつて汲水力が不足となり水はあつても役に立たなかつたからである。

3 通信機關の連絡がない。通信機關が全部破壊

舉して見やうと思ふ。

1 水利に關すること

御承知の如く現在東京の水道は飲料水にも防火用にも唯一の頼みであつて、何等の豫備的設備のないのは最も遺憾とする處である。

現に多摩川より淀橋の淨水所迄は田畑の中を通つておる人工的の水路であつて十數里の間單線である、之が最も危険である、大正九年の地震は今回の地震に比すれば殆ど問題にならない程の小震であつたが、夫でさえ水路が一ヶ所破壊して東京市民は一ヶ月も斷水の憂き目にあつた（淀橋の貯水池には東京市民の一晝夜の消費量一二〇〇萬ガロンだけしかないからこれが皆流出してしまへば其後は斷水となるのである）然るに今回は淨水所までに四ヶ所も破壊したのであるから斷水は當然である、故に水路は二重若くは三重にして副線を有することが最も肝要である。

尙成るべくは防火用の爲めに獨立したる水利を設け置くことが必要である、之は多大の經費

せられて何等の連絡がなかつた爲め、九月一日の日は各消防署のポンプが何處で如何なる活動をしておるか全く不明であつた、之が爲め幾人傳令を出しても歸つて來ない、傳令は避難者又は彼等の荷物の爲め或は火災の爲めに通路を遮斷せられて、全く交通不能に陥り遂に時期を失するに至つたのである、平時は火災報知器又は火災専用電話等の設備があつても、此際有線の機關は一切駄目であつた、多數のポンプを一ヶ所に集め一齊に火勢を喰ひ止むることは大火に於ては頗る必要の處置であるが、一日は殆ど不可能であつたが、午後八時九時頃に至り漸く連絡が出來初めた次第であつて、此點は余の最も遺憾とした次第である。

▲次に震災以前今日迄に斯くもあらばと感したる事を述べ參考に供しやうと思ふ
過般の如き大火は將來復たと豫想せざる處なるも、或る程度迄のことは假想し之に應じ得る様常に準備して置かなければならない、たゞ之を列

を要することとて容易の業でないけれども、外國の大都市は大火災の苦き經驗に鑑み必ずこの設備がある、例之桑港は市の後方に七百尺位の山があつて、この山の中央部を掘削りて海水を汲上げ常時一千萬ガロン即東京市一日の所要量位の水を貯へてある、而して飲料水以外の別の鐵管を地上に敷設し、鐵管の分岐點には据付ポンプを置き同所には番人を常置してある、一朝火災の際は番人は火災なき方面の鐵管を遮斷して火災ある方面に送水し、且必要あれば動力によりて壓力を加へるから、各消火栓はポンプと同様の壓力を以て噴出するのである、我が東京市の新計畫中にはこの設備が計畫されるとの事を聞いて大に喜んでゐる次第である。

防火専用の水利を有することは最も必要なるは前述の如くであるが、斯る理想に達する迄に至らなくとも、飲料水の豫備水利を置くべく之は余の常に主張してをつた點であるが、今回の大災に際し痛切に其の必要を感じたのである。又井戸池等を有事の際には直ちに使用し得る

様に準備して置くことも極めて緊要である、水路破壊の爲め最初の破壊箇所より淀橋淨水場の裏までは、舊多摩川水路を利用して水を導き同所でポンプを用ひて、淨水池に取入れ之を濾過した後市の撒水自働車及陸軍の自働車で市内に運搬して配給し、辛じて飲料水を供給して居つたのであるが、山手方面は井戸水より飲料水を需め格別大なる不自由もなく經過した様の次第であるから、井戸や池やは常時必要のない處でも必要が起れば直ちに使用し得る様に準備しておく事を忘れてはならない、帝國ホテル前の貯水池の如きは平素は自働車の運轉に支障があるとの事で、随分非難があつたが帝國ホテルは往年の火災に懲りて之を存置せしめた爲めに、今回は此の水を利用し之が爲めに帝國ホテルは勿論勸業銀行華族會館等まで完全に類焼を免れたのである。

神田の青年會館は内部に夏季水泳の爲めに造つたプールがあつたが、既に火の爲めに之を利用する事の出来なかつたのは遺憾であつた、貴

族又は富豪の邸宅等には大抵池又は泉水等があつたが、何れも之を利用し得るだけの餘地を存してをらないため、何等の役にも立たないものが多かつたが、之等も大に考慮すべき事の一つである、學校醫院等には何れも相當の空地を有するから、是等には必ず貯水池を中央部に設け若し平時運動其他に支障あれば上に鐵板でも張つて置けばよいのである。

又我國では下水は之を消防用等に使用する考はないが、外國では然らずである工場醫院浴場等で消費する水は随分多量であるから、是等も濾過した上貯水池の中に貯へて置けば、有事の際には非常なる効果を奏するものである。

2 通信連絡

火災報知機其他消防専用電話等、何れも平時は完全なる通信報知の機關であるが、今回は有線のものは一切駄目であつた、又假に有線の通信機關でも十八番線は非常に故障の多かつたに拘はらず、十二番線を使用してある部分は殆ど斷線した處がなかつた、故に線を太くすると共

に地下線とする事が最も適當である、東京市の將來は愛宕山の如き高所に望樓を設け、無線電話の裝置をなし、一般と通信を爲す様にすることは極めて緊要の事である。

3 防火線及防火施設

之は市區改正並に都市計畫等と重大なる關係があるが、道路の副員をなるべく大にし又要所々々に防火壁の完全なるものを設ける事は極めて肝要である、又道路の兩側に樹木を植える事も頗る効果あるもので、東京衛戍病院に火焰が迫つた際に砲兵隊では周圍の樹木に水を濺いで以て焰を遮斷し、又本郷でも附近が全部焼けたに拘はらず、周圍に澤山の樹木があつた爲め唯一戸助かつた家がある、其他淺草觀音傳法院及數多の神社佛閣等に此の例が尠くない、而して其の樹木も餘程種類を選択する必要がある、松杉檜等は非常に燃え易いが公孫樹樺椎等の類は最も適當であつて、殊に年中其の用を辭せしむる爲めには常盤木である事が必要である。

4 運河

下町方面の運河は運輸上には効果あるが何れも家屋を寸分の餘地なき沿岸に建つる爲め毫も消防上の役に立たない、殊に河川は附近に火災の際は焰が恰も急流の如く水上を流るゝが故に甚だ危険である、望むらくは運河の兩岸は是非共相當の副員を有する道路にしておく事で、伯林等は河川の兩側は何れも道路である、運河に附隨して更に考ふべきは橋梁である、今回の火災で橋梁の焼け落ちたものは吾妻橋、厩橋等を初めとし二百七十七に及び残つたものは僅である、故にポンプの通行は勿論避難者さへも通行の出来ぬ状況で活動上の一大墜跌であつた、故に將來は鐵筋コンクリート其他の不燃質物で架することが必要である。

5 金庫と地下室

今回の火災の際にも官廳銀行等の金庫の冷却方に付きては出來得る限り援助した次第であるが、金庫の構造は内部に水を入れたるものコンクリートで固めたるもの、或は細砂を充したるもの真空のもの等があり、其の何れが最も耐久

的なるやは今尙研究中であるが、之は大に注目すべき點である。
又金庫か地下室等にあつて正しく据付てあるものは全部完全であるが、高所に置き之が墜落して横又は倒になつたものは大部分成績不良であつた、咄嗟の場合の處置として鍬で地を掘り之に貴重品を埋めておいた者もあつたが、地表が僅かに二寸位焼けただけで埋藏品は全部無事であつた例もあるが、其等の點より考へ金庫は地下室に置く事が一番適當であると思ふ、蓋し熱は之を上部に發散するが故に被害が少いのである。

6 避難準備及避難練習

今回の災厄によつて高き家屋の上部に在る者は非常に危険であるとの事實を證明したのである、故に高き建築物に付きては建築規則により自衛的避難法を講せしむる必要がある、消防員其他の來援によつて救助せらるゝが如きは不覺の甚きものである、又避難者を見るの中には薄きメリヤスのシャツ又は猿又だけで走る者が

あつたが彼等は到底熱さに堪へ得るものではない、又身一つにてすら避難に困難する場合に家財道具類を携帯して狼狽逡巡しておる者もあつたが、これが爲めに却て身を滅した者は決して僅少ではない、故に避難の際には着裝及携帯品等に就きては十分の考慮がなくてはならない、次に避難練習であるが、外國では一週間一回は小學校の兒童に必ず避難練習を實行せしめておる、之は何も小學校が火災の場合を豫想したものではない、之に依つて彼等は常に周到なる注意を促し咄嗟の場合と雖ども毫も狼狽することく、沈着に而も安全なる處置を採り得るだけの訓練を施すのが目的であつて、寧ろ將來の爲めにするのが本旨である、即之によつて如何なる服裝を爲し如何なるものを携帯して、如何なる方法により何處に避難せば安全なるやを判定し得るのである、東京に於ても曩に二三の小學校及高等師範學校等にて實行した事があつたが、一般的なものではなかつた故に、今後は之を學科の一として全部が實行したいものである。

帝都大火災の狀況及將來に對する希望

叙任辭令(其二)

兼任警視廳警視 命保安部勤務(高等官七等)	警視廳屬 白 井 濱
朝鮮總督府警察官講習所長 兼 朝鮮總督府監察官從五位勳五等	古橋 卓 四郎
任朝鮮總督府事務官兼朝鮮總督府參事官(高等官三等)	大坂府知事正四位勳三等 井 上 孝 哉
任內務次官(高等官一等)	依願免本官
任關東廳事務總長(高等官一等)	愛知縣知事從四位勳三等 川 口 彦 治
廣島縣警部陸軍步兵中尉從七位勳六等功五級藤 澤 英 猛	任廣島縣警視 補福山警察署長(高等官八等十一級俸)
任廣島縣警視 補福山警察署長(高等官八等十一級俸)	廣島縣警視從七位勳六等 升 川 義 臣
補吳警察署長	廣島縣警視 財 滿 正 雄
內務監察官兼內務省參事官正五位勳四等	長岡隆一 郎
任內務省都市計畫局長(高等官二等)	內務事務官兼內務省參事官從五位勳三等 三 矢 宮 松
任內務監察官兼內務省參事官如故(高等官二等)	秋田縣屬兼秋田縣警部 乾 伊 太 郎
任秋田縣警視 命警察部勤務(高等官七等十級俸)	